

ガラス製品の製造、加工等を行っていた工場は 土壌汚染状況調査を行う必要があります

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（略称：環境確保条例）や土壌汚染対策法では、ガラス製品の製造や研磨等の作業において材料や薬剤等に含まれる特定有害物質の地下浸透のおそれに対し、土壌汚染の有無を調査し、その結果を区や都に報告することを義務づけています。

普段から、薬剤や廃薬剤等の取り扱いや保管、薬液槽や排水処理装置・配管からの漏れには十分注意し、地下浸透による土壌汚染の未然防止に努めていただくようお願いします。

< 環境確保条例の土壌汚染状況調査に関する義務 >

1 誰が

ガラスまたはガラス製品の製造、クリスタルガラスの研磨やふっ化水素を使用した加工等を行う工場を設置している方

< 材料等に含まれる有害物質の例 >

硼砂：ほう素 クリスタルガラス：鉛 セレン赤～カドミ黄：セレン、カドミウム
ピンク：セレン グリーン：六価クロム 蛍石・クレオライト：ふっ素 脱泡剤：ヒ素

2 どんな時に

- (1) 工場を廃止または建替えるとき
- (2) 薬液槽、排水処理装置、研磨洗浄施設等を撤去、更新するとき

3 どんな物質が対象か

過去を含め、ガラスの加工、研磨等を行っていた工場で、対象となる主な物質は次のとおりです。

物質名	溶出量基準	第二溶出量基準	含有量基準	地下水基準	第二地下水基準
カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下	45 mg/kg 以下	0.003 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
ほう素及びその化合物	1 mg/L 以下	30 mg/L 以下	4,000 mg/kg 以下	1 mg/L 以下	10 mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	24 mg/L 以下	4,000 mg/kg 以下	0.8 mg/L 以下	8 mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下	150 mg/kg 以下	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
六価クロム化合物	0.05 mg/L 以下	1.5 mg/L 以下	250 mg/kg 以下	0.05 mg/L 以下	0.5 mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下	150 mg/kg 以下	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下	150 mg/kg 以下	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下

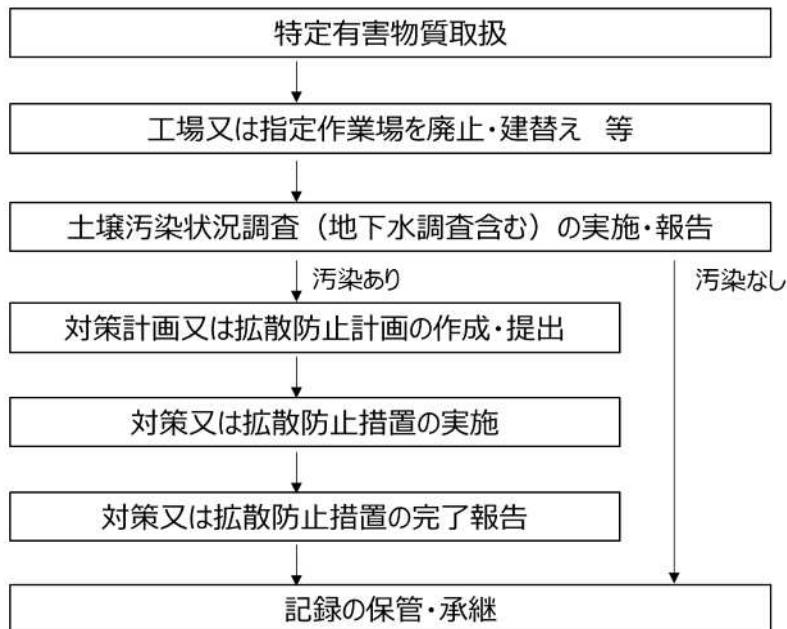
注意 1 特定有害物質が含まれているかどうかは安全データシート（SDS）等で確認が必要です。

注意 2 カドミウムの基準が強化されています。

4 どんなことを行う必要があるか

- (1) 土壤汚染の有無を確認するため、土壤汚染状況調査の実施と区への報告
- (2) 調査の結果、基準を超えた場合には汚染対策又は拡散防止の実施と区への報告

5 土壤汚染状況調査・対策の流れ（概略）



- ※ 調査は土壤汚染対策法に基づく指定調査機関に依頼してください
- ※ 調査を行わず土地の譲渡等があった場合は、土地譲受者も調査の実施・報告の義務を負います
- ※ 汚染の有無にかかわらず、区が台帳を調整し公開します

< 土壤汚染対策法の土壤汚染状況調査に関する義務 >

有害物質使用特定施設（研磨洗浄施設、排ガス洗浄施設等）の廃止時には、環境確保条例と合わせて土壤汚染対策法も適用され調査報告義務が生じます。

< 問合せ先 >

環境確保条例第 116 条、第 116 条の 2 について

江戸川区 環境部 環境課 指導係

〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1 江戸川区役所北棟 3 階 番窓口

電話 03-5662-1995(直通)

土壤汚染対策法について

東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課 土壤地下水汚染対策係

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 20 階

土壤汚染総合相談窓口 電話 03-5388-3468(直通)